

○一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成二十三年六月二十九日総務省令第八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般放送の業務の届出等）</p> <p>第一条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送（同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。）の業務を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行う届出は、有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）第一条及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第四百一条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第四百三条に規定する添付書類を含む。）に代えて、その届出書の様式を別記第1のとおりにすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記第1様式</p> <p>一般放送の設備設置及び業務開始届</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>(ふりがな)</p>	<p>（一般放送の業務の届出等）</p> <p>第一条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送の業務を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行う届出は、有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）第一条及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第四百一条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第二百一条に規定する添付書類を含む。）に代えて、その届出書の様式を別記第1のとおりにすることができる。</p> <p>2 (同上)</p> <p>別記第1様式</p> <p>一般放送の設備設置及び業務開始届</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>(ふりがな)</p>

氏 名 (法人又は団体に
あつては、名称
及び代表者の氏
名。記名押印又
は署名)

電 話 番 号

有線電気通信設備を設置して、一般放送の業務を行うので、有線電
気通信法第3条第1項及び第2項並びに放送法第133条第1項の規定
により下記のとおり届け出ます。

注 (略)

記

1 届出者

代表権を有する 役員の氏名

注1 届出者が法人である場合は定款又は寄付行為、法人以外の
団体である場合は団体の規約を添付すること。

2 設置場所

- (1) ヘッドエンド、主たる演奏所及び受信空中線
注1 (略)

氏 名 (法人又は団体に
あつては、名称
及び代表者の氏
名。記名押印又
は署名)

電 話 番 号

(同左)

注 (同左)

記

1 届出者

業務を執行する 役員の氏名	資本の額
	千円

注1 資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額
に、その株式数を乗じたものを記載することとし、その他の
法人の場合は、これに準じたものを記載すること。

2 届出者が法人である場合は定款又は寄付行為、法人以外の
団体である場合は団体の規約を添付すること。

2 設置場所

- (1) ヘッドエンド及び主たる演奏所
注1 (同左)

2 主たる演奏所及び受信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準じて付記すること。

(2) (略)

(3) (略)

3 設備の概要

表 (略)

注1～注5 (略)

注6 (1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の数を記載すること。

注7～注14 (略)

4 (略)

5 業務の概要

(1) 一般放送の種類	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名	
				放送時間	主たる放送事項
業務					
(3) 業務区域					
(4) 放送番組に関する	放送番組の編集の基準			放送時間	
				1日当たり	時間
				主たる放送事項	

2 受信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準じて付記すること。

(2) (同左)

(3) (同左)

3 設備の概要

表 (同左)

注1～注5 (同左)

注6 (1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の総数を記載すること。

注7～注14 (同左)

4 (略)

5 業務の概要

(1) 一般放送の種類	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名	
				放送時間	主たる放送事項
業務					
(3) 業務区域					
(4) 放送番組に関する	放送番組の編集の基準			放送時間	
				1日当たり	時間
				主たる放送事項	

する 事項			
(5) 業務開始の予 定期日		(6) 業務開始時の受信 契約者の見込	()
<u>有料放送の実施</u> <input type="checkbox"/> 有料放送を含む <input type="checkbox"/> 有料放送を含まない			

- 注 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (2)の再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、同意を得た放送事業者名の欄には放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
- 5 (3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の加入申込みがあつた場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 有料放送の実施の欄には、法第 147 条第 1 項に規定する

する 事項			
(5) 業務開始の予 定期日		(6) 業務開始時の受信 契約者の見込	()

- 注 1 (同左)
- 2 (同左)
- 3 (同左)
- 4 (2)の再放送の同意の欄には、再放送をする場合に○印を付すとともに、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
- 5 (3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 6 (同左)
- 7 (同左)

有料放送を含むか否かについて記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

9 (略)

6 他の一般放送の業務を行う者に設備の一部を提供する場合にあつては、当該提供に関する事項
(略)

別記第2様式

一般放送の設備設置及び業務開始届出書記載事項変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体に
あつては、名称
及び代表者の氏
名。記名押印又
は署名)

電話番号

年 月 日 日付けの一般放送の設備設置及び業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

8 (同左)

6 (同左)
(同左)

別記第2様式

一般放送の設備設置及び業務開始届出書記載事項変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体に
あつては、名称
及び代表者の氏
名。記名押印又
は署名)

電話番号

年 月 日 日付けの一般放送の設備設置及び業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

表	(略)
注 1	(略)
2	(略)
3	一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、 <u>加入申込みがあつた場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域、並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した変更前及び変更後の地図を添付すること。</u>
4	(略)
5	(略)
6	(略)

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

表	(略)
注 1	(略)
2	(略)
3	一般放送の業務区域の変更をしようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、 <u>変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。</u>
4	(略)
5	(略)
6	(略)